

宇和島市 障がい者計画・ 障がい福祉計画（第6期）



令和3(2021)年3月
愛媛県 宇和島市

は じ め に

本市では、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的に策定しており、現在は、平成 30 年に策定した「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第 5 期）」により障がい者福祉施策を推進しております。

近年、国においては、「障害者差別解消法」の施行や「障害者総合支援法」「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正等による障がい者の権利擁護や支援の充実、介護保険法等の一部改正による地域包括ケアシステムの強化、「障害者文化芸術活動推進法」による文化芸術活動、「ユニバーサル社会実現推進法」等による「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」など、障がい者支援の充実に向けた多様な取組が推進されています。

このような状況の中、本市では、障がい者施策の基本的な方向を定めた「宇和島市障がい者計画」と、障害福祉サービス等を計画的に提供するための方策を定めた「宇和島市障がい福祉計画（第 6 期）」を一体的に策定しました。

本計画では、前期計画で掲げた基本理念である「うわじま ノーマライゼーションプラン」を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指して、国や県をはじめ関係機関・団体等との連携を図りながら、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「宇和島市障がい者計画及び障がい福祉計画検討委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、並びに関係各位に対し、心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

宇和島市長 岡原 文彰

～ 目 次 ～

第1部 計画の概要と現状	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1 人口等の動き	4
2 障がいのある人の状況	5
3 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題	15
4 ヒアリング調査結果から読み取れる課題	27
 第2部 障がい者計画	 34
第1章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念と基本目標	34
2 施策の体系	37
第2章 施策の展開	38
基本目標1 障がいへの理解促進と配慮	38
基本目標2 差別の解消及び権利擁護の推進	40
基本目標3 情報アクセシビリティの向上	42
基本目標4 保健・医療体制の充実	43
基本目標5 地域生活への支援	45
基本目標6 雇用・就業への支援	48
基本目標7 障がいのある子どもへの支援の充実	50
基本目標8 社会参加の促進	53
基本目標9 安全・安心な生活環境づくり	55
 第3部 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画	 58
第1章 第5期及び第1期計画の進捗状況	58
1 成果目標の進捗状況	58
2 第5期障がい福祉計画の進捗状況	61
3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況	65
第2章 基本指針の見直しについて	66
第3章 成果目標の設定	70
1 施設入所者の地域生活への移行	70
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	71
3 福祉施設から一般就労への移行等	72

4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築-----	74
5	障がい児支援の提供体制の整備等-----	75
6	相談支援体制の充実・強化等-----	76
7	障害福祉サービスの質を向上させるための取組-----	77
8	発達障がい者等に対する支援-----	77
第4章	障害福祉サービスの見込量と確保方策-----	78
1	訪問系サービス-----	78
2	日中活動系サービス-----	79
3	居住系サービス-----	80
4	相談支援-----	80
5	地域生活支援事業-----	81
第5章	障害児福祉サービスの見込量と確保方策-----	82
1	障害児通所支援-----	82
2	障害児相談支援-----	83
第4部	計画の推進-----	84
第1章	計画の推進体制-----	84
1	庁内連携体制の強化-----	84
2	関係機関との連携の強化-----	84
3	感染症対策への配慮-----	84
第2章	計画の周知及び点検・評価-----	85
1	計画の周知-----	85
2	計画の進行管理-----	85
資料編	-----	86
1	宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）検討委員会委員名簿---	86
2	宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱-----	87
3	宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱-----	89
4	策定経過-----	91
5	用語解説-----	92

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成30（2018）年3月に、令和4（2022）年度までを計画期間とした「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、障がい者福祉の方向性が示されました。この計画では、その基本理念について「共生社会の実現」をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

この計画は「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念に基づいた「障害者権利条約」との整合性も図られており、これまで以上に、障がいのある人の社会参加を促進するための取組が重要となっています。また、平成30（2018）年4月から随時施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」の改正により、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

愛媛県においては、令和2（2020）年3月に、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第5次愛媛県障がい者計画」が策定されました。この計画では「全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念として掲げ、様々な取組を推進しています。

本市では、平成27（2015）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「宇和島市障害者計画」（以下「前期計画」といいます。）を策定し、その基本理念を「うわじま ノーマライゼーションプラン」と定め、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成30（2018）年3月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「児童福祉法」といいます。）の規定に基づく「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）」（以下「第5期計画」といいます。）を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

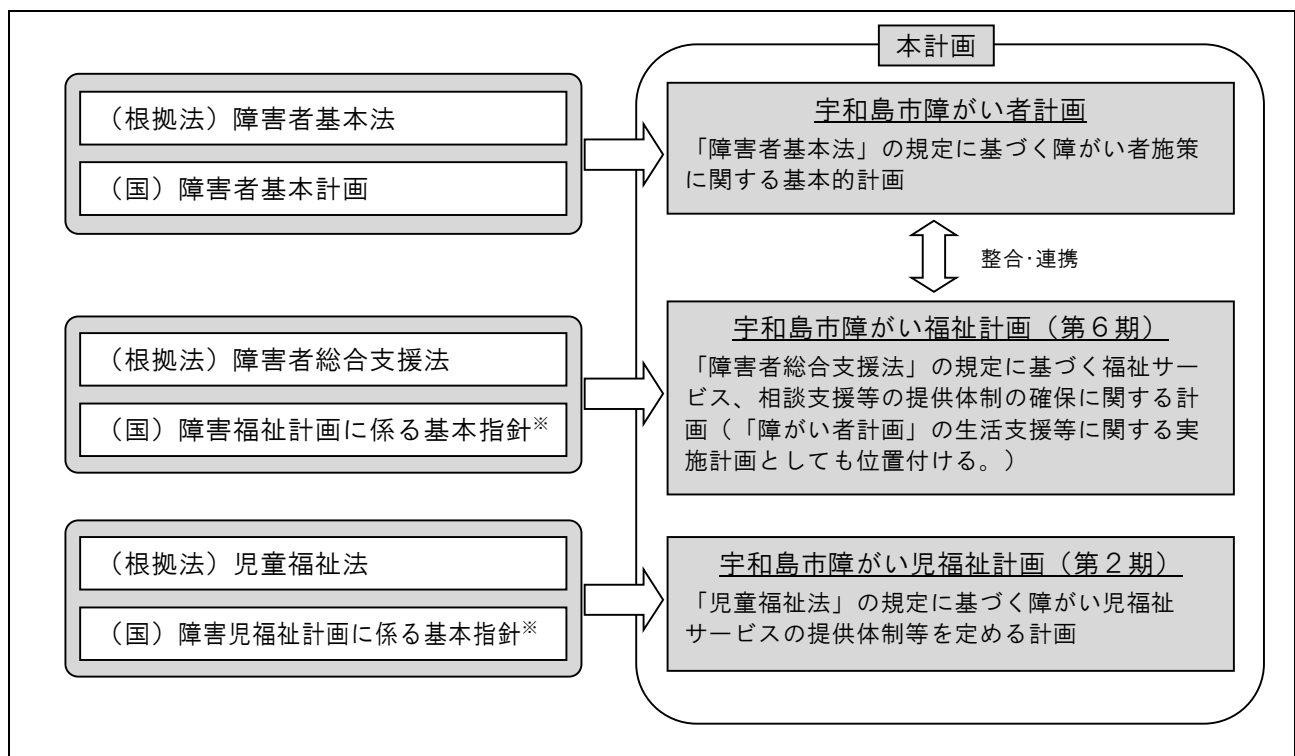
両計画は、令和2（2020）年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。なお「第5期計画」には「宇和島市障がい児福祉計画（第1期）」も一体的に策定しており、「第6期計画」においては「宇和島市障がい児福祉計画（第2期）」を一体的に策定します。

2 計画の位置付け

本計画における「宇和島市障がい者計画」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」は「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策などを定める計画です。

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本市の最上位計画である「第2次宇和島市総合計画」をはじめ「宇和島市地域福祉計画」「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「第2期宇和島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮します。

【計画の位置付け】



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号）

3 計画の期間

「宇和島市障がい者計画」の対象期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」及び「宇和島市障がい児福祉計画（第2期）」は、根拠法の規定により令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
宇和島市障がい者計画				宇和島市障がい者計画(本計画)					
宇和島市障がい福祉計画	第5期			第6期(本計画)			第7期(見直し)		
宇和島市障がい児福祉計画	第1期			第2期(本計画)			第3期(見直し)		

4 計画の策定方法

(1) 検討委員会における協議及び市民意見の反映

本計画の策定に当たっては、関係団体、組織の関係者などから構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、計画の原案を専門的な立場から審議し、その提言を計画に反映しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く市民から意見を募りました。

(2) 市民アンケート調査の実施

障がい者のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害者手帳所持者等に対し、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査対象	○ 市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査期間	令和2(2020)年8月
調査方法	郵送配布～郵送回収
配布数	500 件
有効回収数	221 件
有効回収率	44.2%

(3) 関係団体調査の実施

市内の障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体を対象とし、現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリングシートによる調査を実施し、10 事業所、7 団体から回答をいただきました。

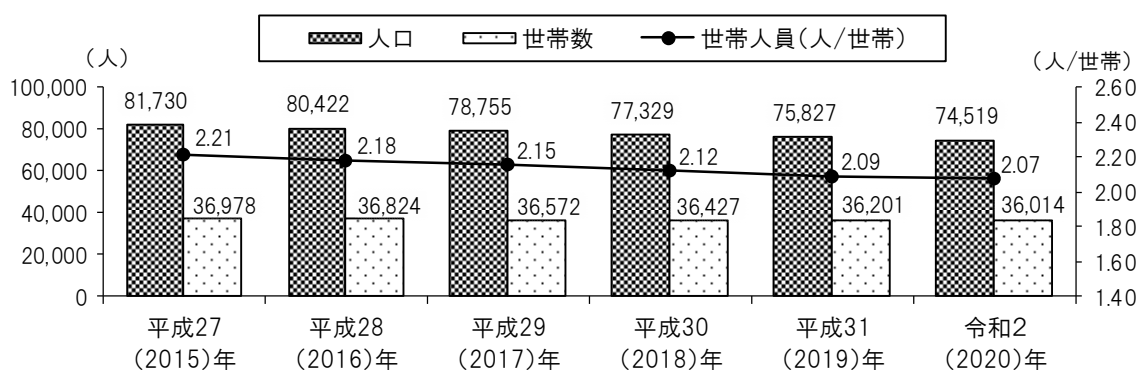
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口等の動き

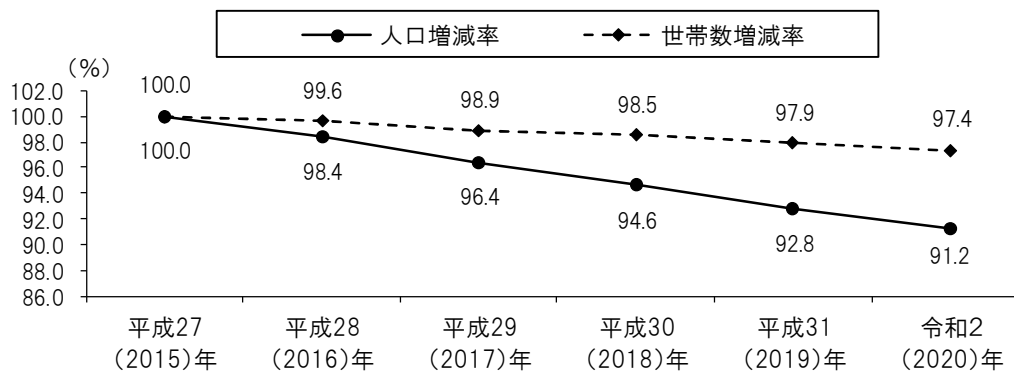
本市の人口は、減少で推移しており、令和2（2020）年1月1日現在 74,519 人（平成 27（2015）年を 100.0 とした場合 91.2）となっています。また、世帯数も減少傾向にあり、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27（2015）年の 2.21 人から令和 2（2020）年で 2.07 人と、緩やかに小家族化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14 歳、15～64 歳の人口は減少しており、高齢化率は令和 2（2020）年で 38.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成 27(2015)年を 100 とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

【年齢3区分別人口の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	81,730	80,422	78,755	77,329	75,827	74,519	91.2
0～14 歳	8,966	8,668	8,325	8,039	7,842	7,564	84.4
15～64 歳	44,458	43,141	41,618	40,358	39,143	38,135	85.8
65 歳以上	28,306	28,613	28,812	28,932	28,842	28,820	101.8
高齢化率(%)	34.6	35.6	36.6	37.4	38.0	38.7	-

注：増減率は平成 27(2015)年を 100 とした場合の令和2(2020)年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

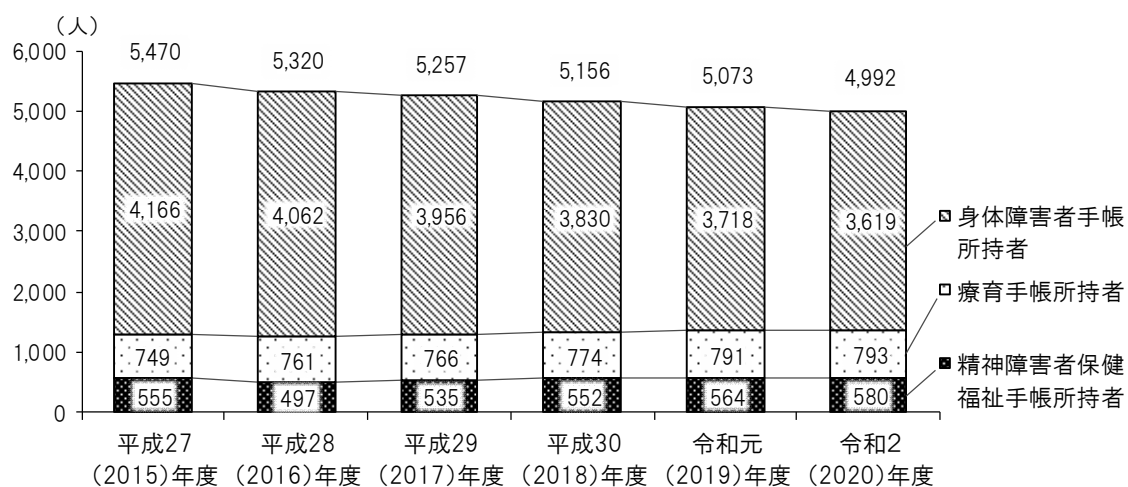
2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、近年は緩やかな減少で推移しており、令和2（2020）年度は4,992人となっています。

手帳の種類別でみると、令和2（2020）年度は「身体障害者手帳所持者」が3,619人と最も多く、全体の7割以上（72.5%）を占めています。「療育手帳所持者」は793人（全体に占める構成比15.9%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は580人（同11.6%）となっています。平成27（2015）年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
障害者手帳所持者数 合計	5,470	5,320	5,257	5,156	5,073	4,992	91.3
身体障害者手帳 所持者	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
療育手帳所持者	749	761	766	774	791	793	105.9
精神障害者保健 福祉手帳所持者	555	497	535	552	564	580	104.5

注：増減率は平成27(2015)年度を100とした場合の令和2(2020)年度の割合を示している。(以下同様)

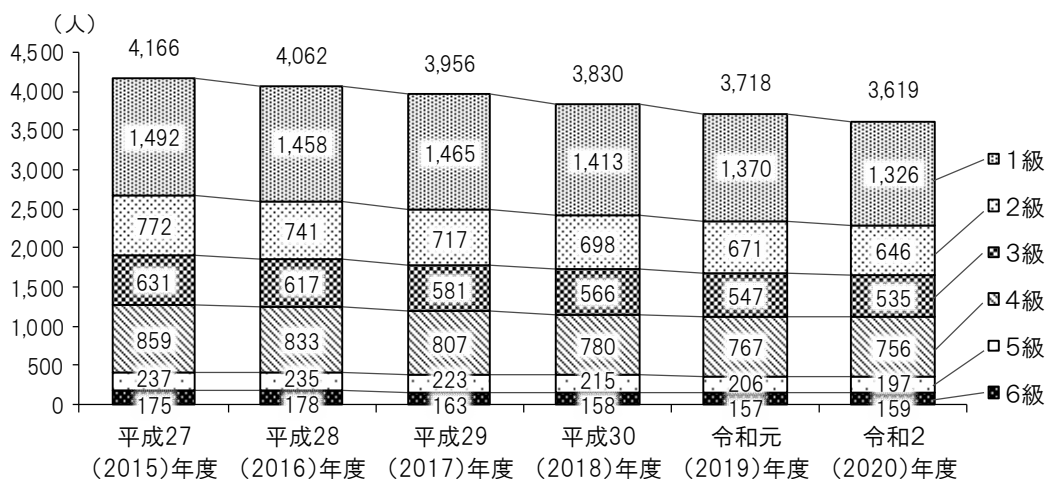
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は7月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和2（2020）年度は3,619人となっています。

等級別でみると、令和2（2020）年度は「1級」が1,326人と最も多く、全体の3割以上（36.6%）を占めています。次いで「4級」が756人（全体に占める構成比20.9%）、「2級」が646人（同17.9%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が8割近く（77.4%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
1級	1,492	1,458	1,465	1,413	1,370	1,326	88.9
2級	772	741	717	698	671	646	83.7
3級	631	617	581	566	547	535	84.8
4級	859	833	807	780	767	756	88.0
5級	237	235	223	215	206	197	83.1
6級	175	178	163	158	157	159	90.9

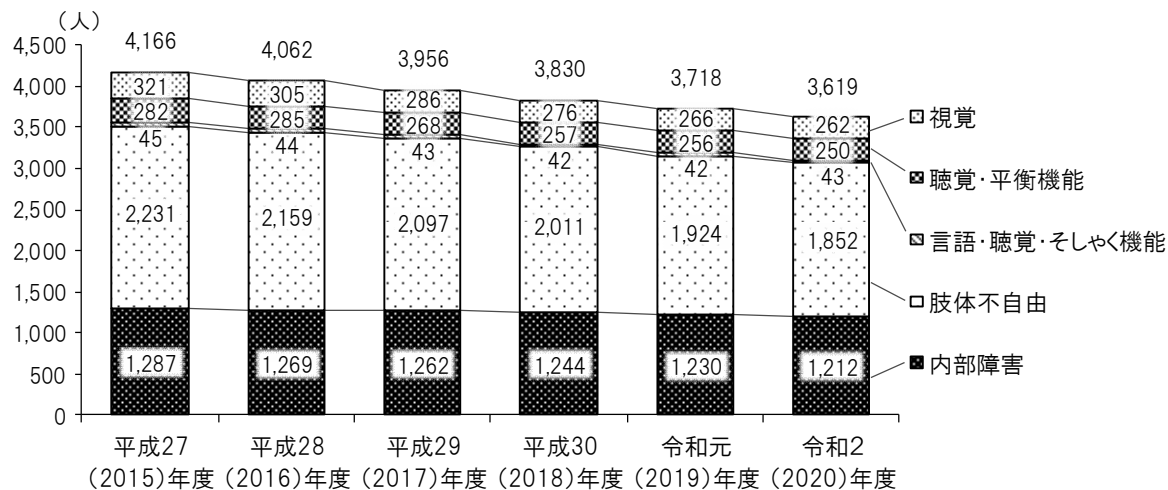
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
18歳未満	46	48	47	46	43	37	80.4
18～64歳	1,018	967	911	872	842	781	76.7
65歳以上	3,102	3,047	2,998	2,912	2,833	2,801	90.3

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

障がい種類別でみると、令和2（2020）年度は「肢体不自由」が1,852人と最も多く、次いで「内部障害」が1,212人、「視覚」が262人の順となっています。平成27（2015）年度からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
視覚	321	305	286	276	266	262	81.6
聴覚・平衡機能	282	285	268	257	256	250	88.7
言語・聴覚・そしゃく機能	45	44	43	42	42	43	95.6
肢体不自由	2,231	2,159	2,097	2,011	1,924	1,852	83.0
内部障害	1,287	1,269	1,262	1,244	1,230	1,212	94.2

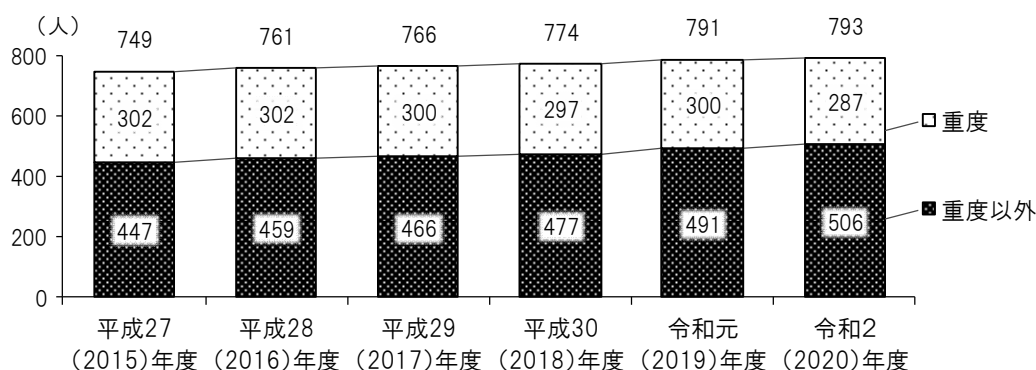
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2（2020）年度は793人となっています。

障がい程度別でみると、令和2（2020）年度は「重度以外（中・軽度）」が506人と、「重度」の287人を大きく上回っており、平成27（2015）年度からの推移では「重度以外（中・軽度）」が増加しています。年齢別構成比では、18歳未満が17.8%、18～64歳が65.1%、65歳以上が17.2%となっています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	749	761	766	774	791	793	105.9
重度	302	302	300	297	300	287	95.0
重度以外	447	459	466	477	491	506	113.2

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	749	761	766	774	791	793	105.9
18歳未満	124	132	136	139	139	141	113.7
18～64歳	508	504	502	511	521	516	101.6
65歳以上	117	125	128	124	131	136	116.2

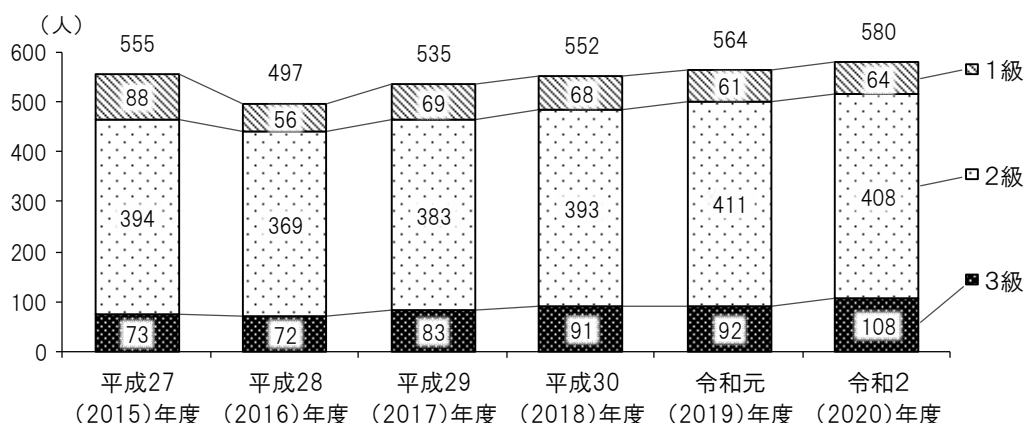
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年は増加で推移しており、令和2（2020）年度は580人となっています。

等級別でみると、令和2（2020）年度は「2級」が408人と最も多く、全体の7割（70.3%）を占めています。次いで「3級」が108人（全体に占める構成比18.6%）、「1級」が64人（同11.0%）の順となっており、平成27（2015）年度からの推移では、「2級」や「3級」の増加が目立っています。また、特に18～64歳で、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	555	497	535	552	564	580	104.5
1級	88	56	69	68	61	64	72.7
2級	394	369	383	393	411	408	103.6
3級	73	72	83	91	92	108	147.9

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	555	497	535	552	564	580	104.5
18歳未満	4	9	10	4	7	9	225.0
18～64歳	411	352	381	399	407	420	102.2
65歳以上	140	136	144	149	150	151	107.9

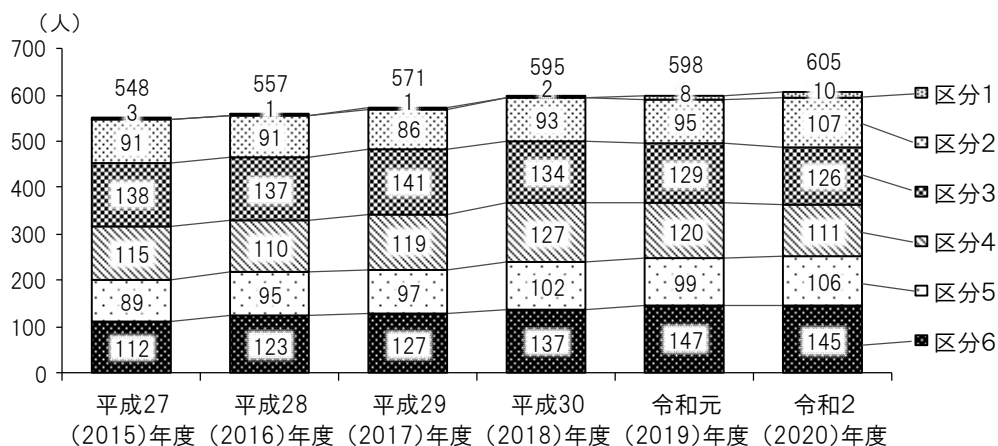
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度7月1日現在）

(5) 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2（2020）年度は605人となっています。

区分別でみると、令和2（2020）年度は「区分6」が145人と最も多く、次いで「区分3」が126人、「区分4」が111人の順となっており、平成27（2015）年度からの推移では、「区分6」の増加が目立っています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	548	557	571	595	598	605	110.4
区分1	3	1	1	2	8	10	333.3
区分2	91	91	86	93	95	107	117.6
区分3	138	137	141	134	129	126	91.3
区分4	115	110	119	127	120	111	96.5
区分5	89	95	97	102	99	106	119.1
区分6	112	123	127	137	147	145	129.5

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

（６）自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、増加で推移していましたが、令和２（2020）年度は減少に転じ、1,233 人となっています。一方、更生医療及び育成医療の受給者数は、近年、緩やかな減少で推移しています。

【自立支援医療費受給者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	1,541	1,567	1,616	1,625	1,614	1,586	102.9
精神通院医療	1,175	1,189	1,237	1,255	1,255	1,233	104.9
更生医療	356	360	366	357	352	349	98.0
育成医療	10	18	13	13	7	4	40.0

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

（７）重度心身障害者医療費受給者の状況

重度心身障害者医療費の受給者数は、減少で推移しており、令和２（2020）年度は2,034 人となっています。

【重度心身障害者医療費受給者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
重度心身障害者医療費受給者数	2,312	2,258	2,225	2,159	2,092	2,034	88.0

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(8) 障がい児を取り巻く教育環境の状況

① 特別支援学級の状況

児童生徒の総数は減少傾向にありますが、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度には特別支援学級在籍者割合が、小学校・中学校共に3%を超えています。

【特別支援学級在籍者数の推移】

単位(人)		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
小学校	児童総数	3,538	3,483	3,391	3,333	3,209	3,151	89.1
	特別支援学級 児童数	69	75	68	76	84	95	137.7
	割合(%)	1.95	2.15	2.01	2.28	2.62	3.01	-
中学校	生徒総数	1,681	1,566	1,494	1,415	1,467	1,420	84.5
	特別支援学級 生徒数	28	33	35	35	37	44	157.1
	割合(%)	1.67	2.11	2.34	2.47	2.52	3.10	-

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

② 特別支援学校の状況

令和2（2020）年の特別支援学校の在籍者数をみると、宇和特別支援学校では小学部14人、中学部17人、高等部29人で、合計60人となっています。松山盲学校では高等部1人、しげのぶ特別支援学校では小学部1人となっています。

【市外の特別支援学校在籍者数】

（単位：人）

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校(知的障がい部門)	9	15	28	52
宇和特別支援学校(聴覚障がい部門)	3	0	0	3
宇和特別支援学校(肢体不自由部門)	2	2	1	5
松山盲学校	0	0	1	1
しげのぶ特別支援学校	1	0	0	1
合計	15	17	30	62

資料：各校（令和2(2020)年5月1日現在）

(9) 障がい者の就労の状況

① 民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業において就労する障がい者数及び障がい者の実雇用率は、令和2(2020)年度は147.5人、実雇用率は2.25%と、現在の国の法定雇用率2.2%を達成しています。

【民間企業における障がい者雇用率の推移】

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
基礎労働者数(人)	5,789.0	5,570.0	5,863.5	6,256.5	6,442.5	6,563.5
うち障がい者数(人)	110.0	120.0	126.0	139.0	151.5	147.5
実雇用率(%)	1.90	2.15	2.15	2.22	2.35	2.25

資料:宇和島公共職業安定所(各年度6月1日現在)

【民間企業における法定雇用率達成企業数の推移】

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
対象企業数(社)	46	42	44	52	54	56
うち法定雇用率達成 企業数(社)	31	31	36	38	39	37
法定雇用率達成 企業割合(%)	67.4	73.8	81.8	73.1	72.2	66.1

資料:宇和島公共職業安定所(各年度6月1日現在)

【民間企業における障がい者雇用の比較】

区分	企業数 (社)	法定雇用 算定基礎 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				実雇用率 (%)	達成企業 割合(%)
			身体	知的	精神			
全国	102,698	26,587 千	578 千	356 千	134 千	88 千	2.15	48.6
愛媛県	1,055	182,305.0	4,180.0	2,393.5	1,061.0	725.5	2.29	52.8
宇和島市	56	6,563.5	147.5	92.0	32.5	23.0	2.25	66.1

資料:【全国】障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)、【県】障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)
【市】宇和島公共職業安定所(令和2(2020)年6月1日現在)

② 市役所等における障がい者雇用の状況

本市の機関（3箇所）において就労する障がい者数は、令和2（2020）年で49.5人、実雇用率は2.63%となっており、現在の国の法定雇用率2.5%を達成しています。

【市町村の機関における障がい者雇用の比較】

区分	機関数 （箇所）	法定雇用算定 基礎職員数（人）	障がい者の数 （人）	実雇用率 （％）	達成機関割合 （％）
全国	2,465	1,302 千	31.4 千	2.41	70.6
愛媛県	44	18,725.0	484.5	2.59	68.2
宇和島市	3	1,884.0	49.5	2.63	100.0

資料：【全国】障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）、【県】障害者雇用状況の集計結果（愛媛労働局）

【市】宇和島公共職業安定所（令和2（2020）年6月1日現在）

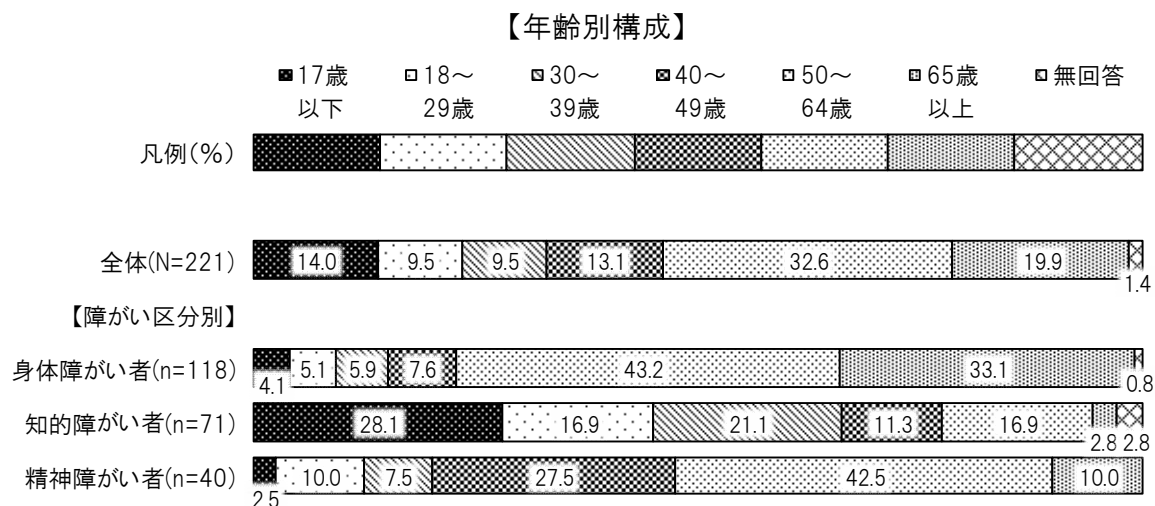
3 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題

(1) 障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

○年齢は、50 歳以上で約半数を占め、65 歳以上で約 2 割を占めている。18 歳未満の障がい児は 1 割程度となっている。

○身体障がい者は 7 割以上が 50 歳以上で、約 3 割が 65 歳以上となっている。



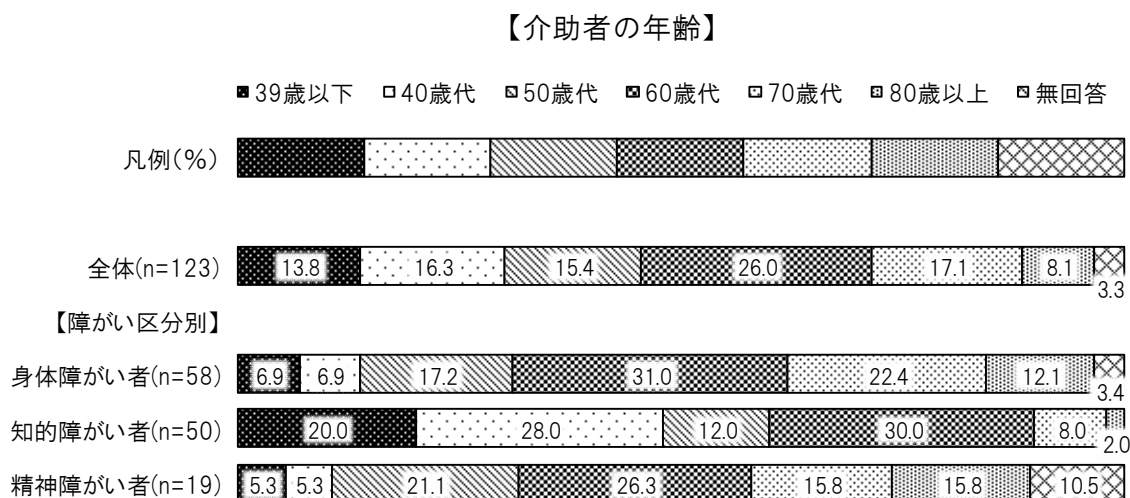
○18 歳未満の 6 割以上及び知的障がい者の約半数が「発達障がいの診断」を受けている。

○知的障がい者の約 4 割が「特別児童扶養手当」を受給している。

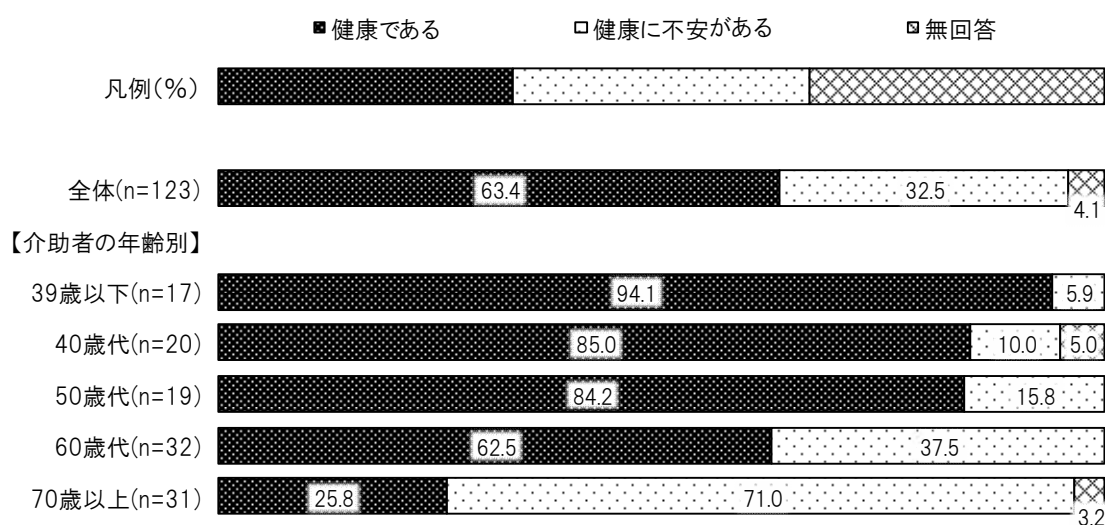
○精神障がい者の約 6 割が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。

○65 歳以上の約 2 割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。

○主な介助者は、身体障がい者の場合「配偶者（夫又は妻）」、知的障がい者は「父母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」が多い。身体障がい者の主な介助者の 3 割以上が 70 歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。



【介助者の健康状態】



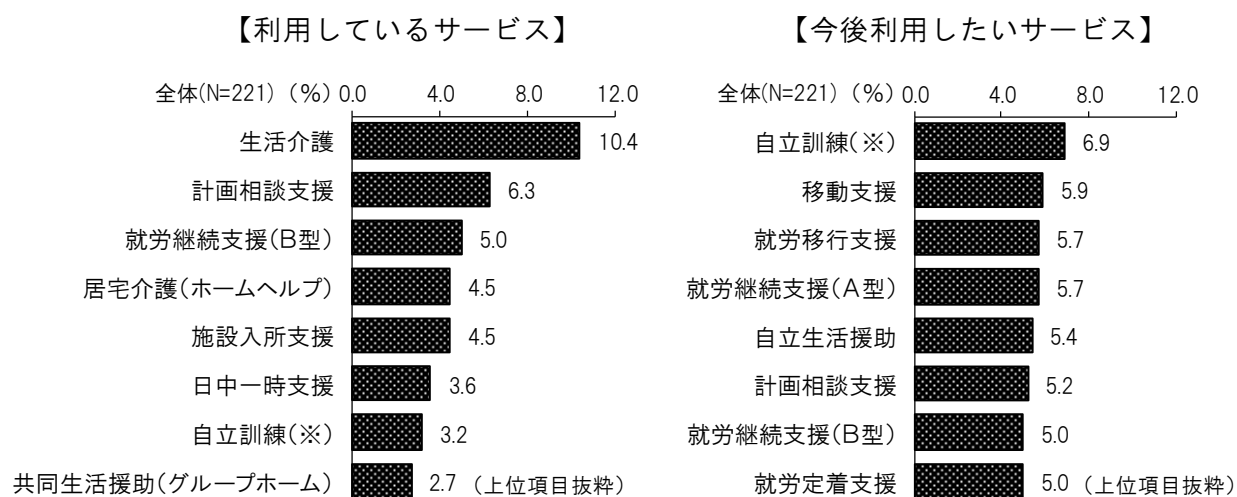
今後の課題

- 障がい者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。
- 障がい区分別又は年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。

(2) 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

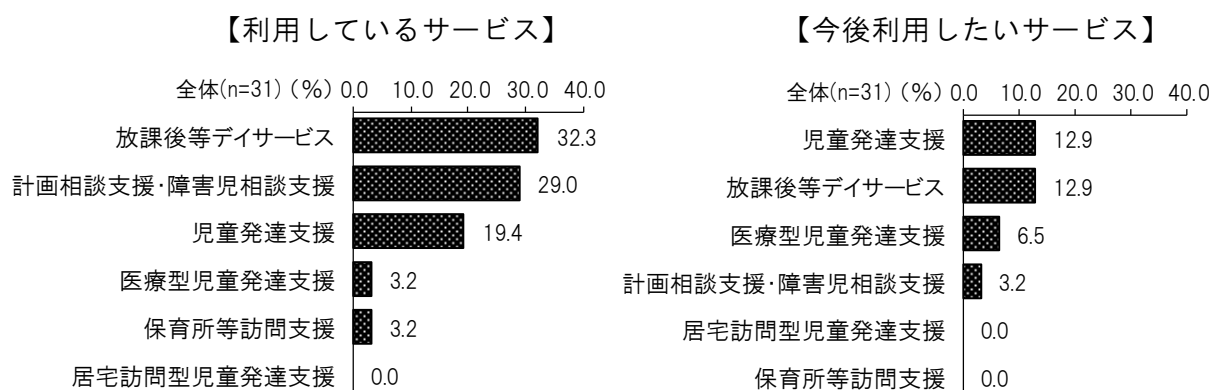
○現在利用している障害福祉サービスは「生活介護」「計画相談支援」「就労継続支援B型」「居宅介護」「施設入所支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「自立訓練」「移動支援」「就労移行支援」「就労継続支援A型」の順に多い。



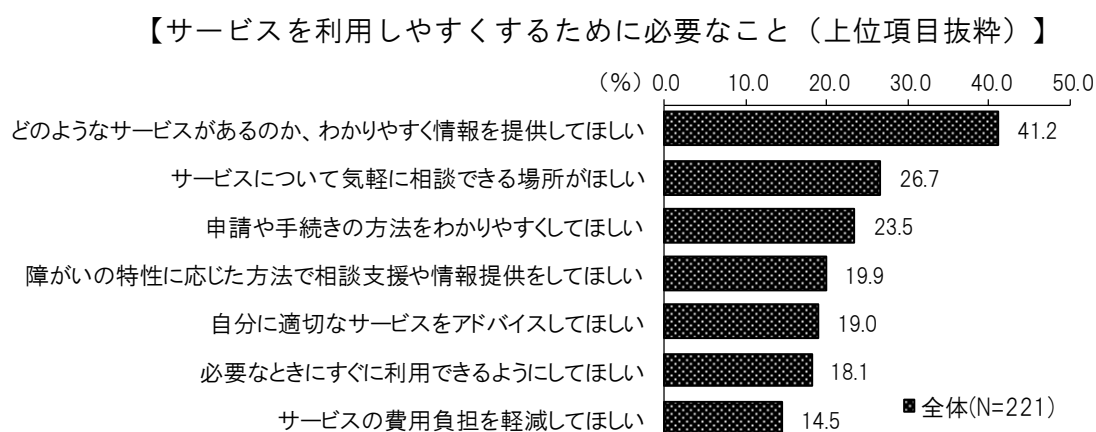
※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

注：今後利用したいサービスについて「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「計画相談支援」は、64歳以下(n=174)で集計した割合を示す。

○18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」の順に多い。今後利用したいサービスは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「医療型児童発達支援」の順に多い。



○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」などが求められている。



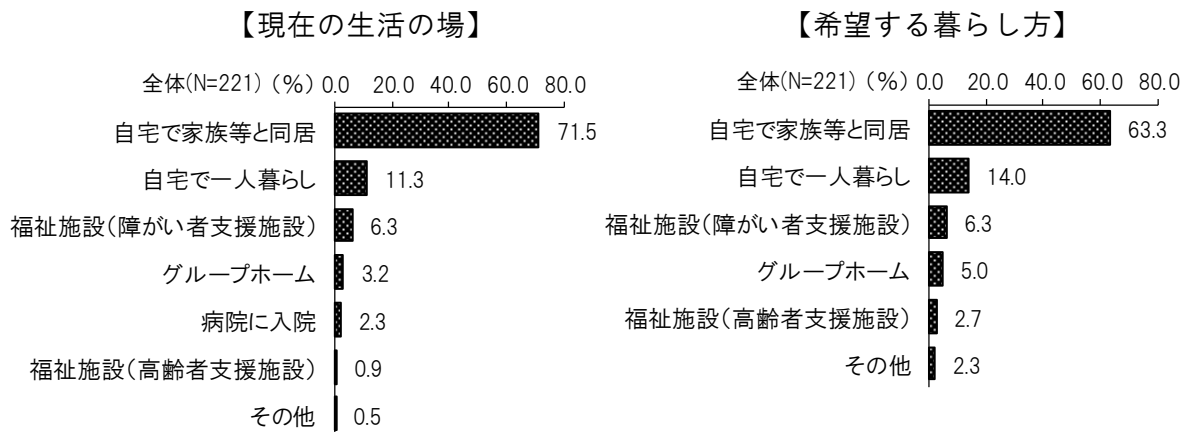
○情報の入手先としては「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設の職員」「テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報紙」の順に多い。特に身体障がい者で「行政機関の広報紙」、知的障がい者で「サービス事業所の人や施設の職員」、精神障がい者で「かかりつけの医師や看護師」が多い。

今後の課題	●「自立訓練」「移動支援」などの利用ニーズや「就労移行支援」「就労継続支援A型」など<u>就労に関するサービスへの対応</u>が必要です。18歳未満では、特に「<u>児童発達支援</u>」「<u>放課後等デイサービス</u>」のニーズへの対応が必要です。 ●障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、<u>障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供</u>が求められています。
-------	--

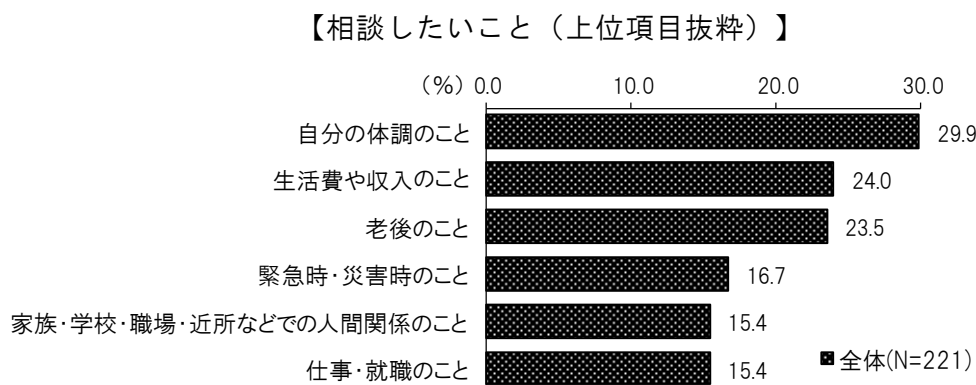
(3) 住まいや暮らしについて

【調査結果の概要（ポイント）】

○大半が自宅で家族等と同居し、今後も自宅で暮らしたいと回答している。一人暮らしの人は1割程度で、精神障がい者の4人に1人が一人暮らしを希望している。

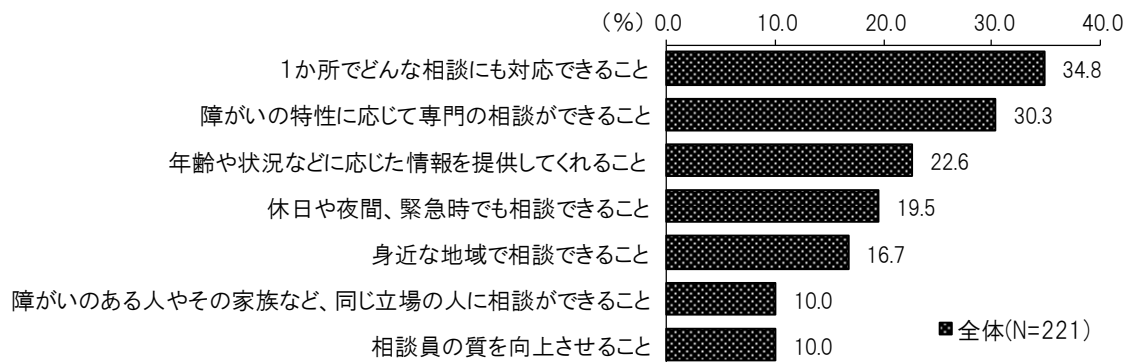


○相談したいこととしては「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」の順に多い。特に知的障がい者は「就学・進学・教育のこと」、精神障がい者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」などが多い。



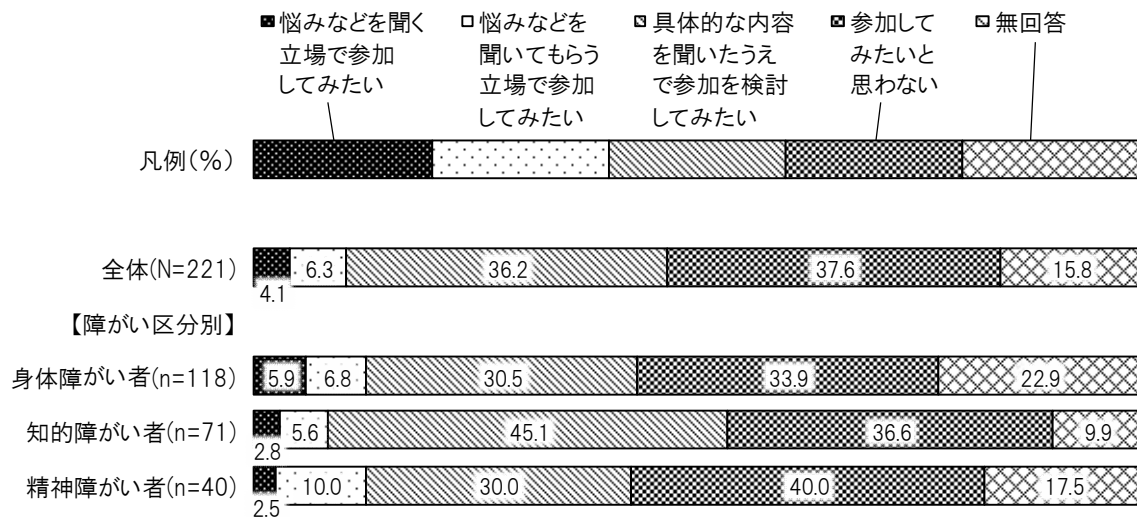
○相談先に望むことは「1か所でどんな相談にも対応できること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多い。

【相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



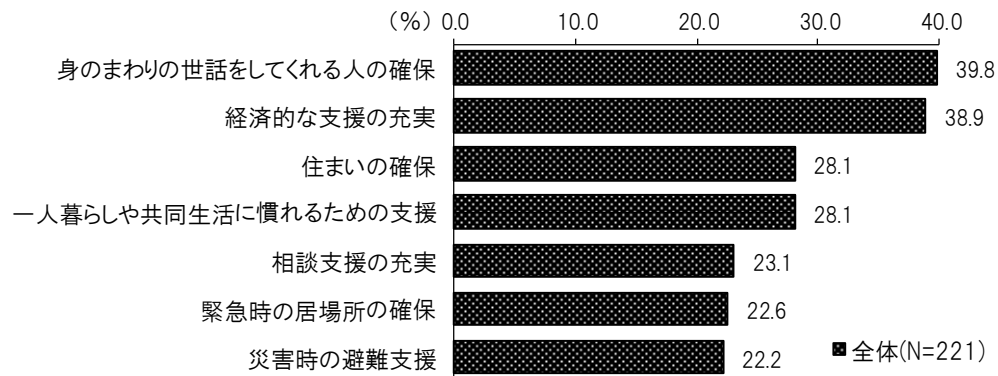
○障がいのある人が悩みなどを聞く取組に対しては「参加してみたいと思わない」が4割近くを占めるものの、3割以上が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答し、特に知的障がい者や18歳未満で多くなっている。参加希望は現状1割程度となっている。

【障がいのある人が悩みなどを聞く取組について】



○介助者の高齢化やいなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」「経済的な支援の充実」が多く、次いで「住まいの確保」「一人暮らしや共同生活に慣れるための支援」などが求められている。

【介助者がいなくなった場合に必要な支援（上位項目抜粋）】



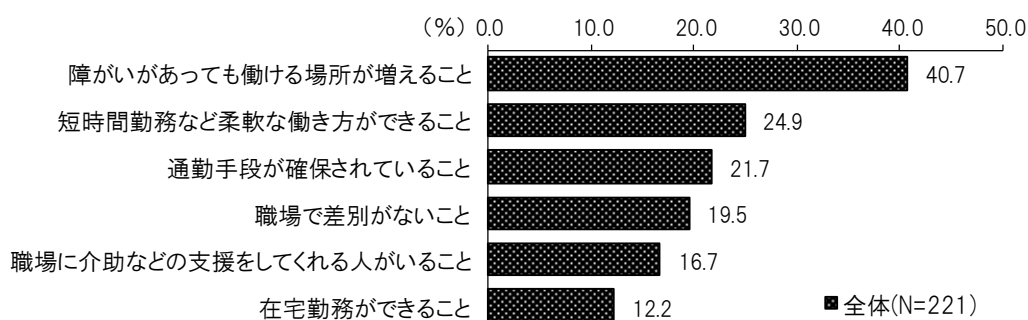
今後の課題	● <u>住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障がい者に適した住環境の整備</u>が必要です。 ● 自立生活を希望する障がい者に対して、<u>経済的な負担の軽減や在宅での医療ケア</u>などが求められています。 ● 障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。 ● 障がい者の高齢化や「<u>親亡き後</u>」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、<u>生活支援の充実</u>が必要です。
-------	---

（４）就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、障がい者の約４割が就労している。知的障がい者は「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向は１割程度となっている。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は「自宅で過ごしたい」が身体や精神障がい者に多く、知的障がい者は「働いて収入を得たい」「保育所や幼稚園・学校などに通いたい」が多い。
- 障がいのある人が働きやすくなるために「障がいがあっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」などが求められている。

【働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

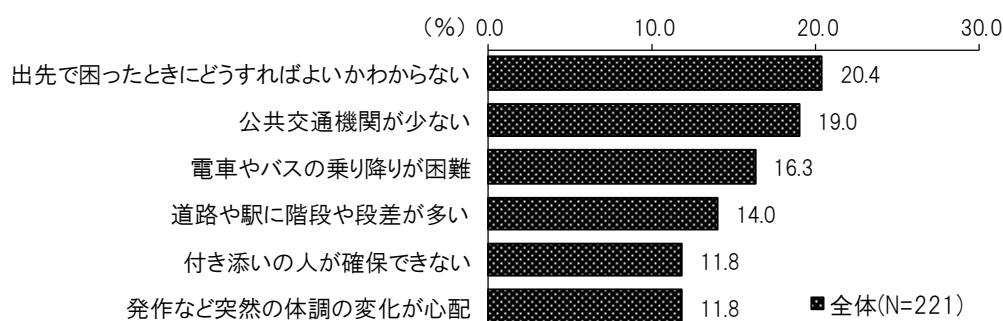
- 障がいに対応した就労場所の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進が必要です。
- 短時間勤務や通院しながらの勤務など、柔軟な労働条件の整備や職場における配慮などが求められています。

（５）理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

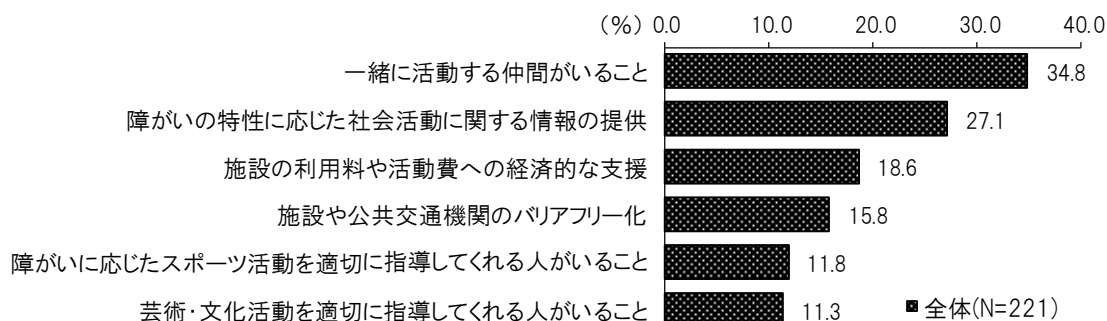
- 人とコミュニケーションをとるときに約６割が困ることがあると回答している。特に、知的と精神障がい者、発達障がいの診断を受けている人、１８歳未満の若い人で困る人が多い。
- 人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い。
- 外出するときに困ることとしては「出先で困ったときにどうすればよいかわからない」が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない」「電車やバスの乗り降りが困難」の順に多い。

【外出するときに困ること（上位項目抜粋）】



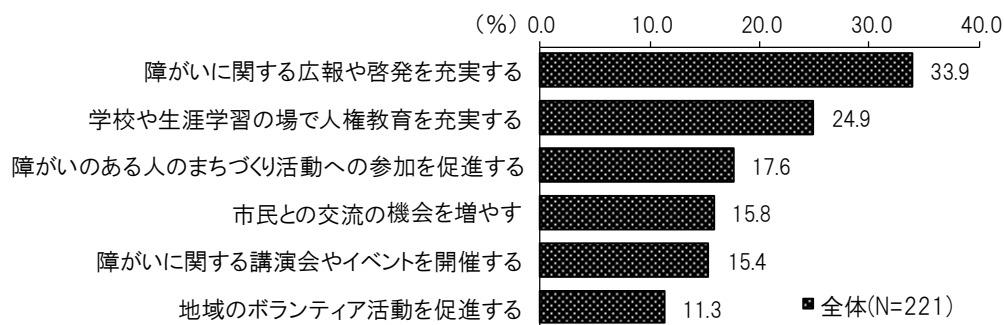
- 近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は、合計で２割未満となっている。65歳以上で「親しく付き合っている」人が多いが、精神障がい者のおよそ３人に１人が「ほとんど付き合いがない」と回答している。
- ４割以上が社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間がいること」「障がいの特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」などが必要とされている。

【社会活動に参加しやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



- 障がいのある人に対する理解については約3割が「進んできた」と感じているものの、それを上回る約半数の人が「進んでいない」と回答している。
- 障がいのある人への理解を深めるために「障がいに関する広報や啓発の充実」をはじめ、「学校や生涯学習の場での人権教育の充実」「障がいのある人のまちづくり活動への参加促進」などが必要とされている。

【障がいのある人への理解を深めるために必要な取組（上位項目抜粋）】



- 成年後見制度については、3割近くが「内容（意味）を知っている」と回答しており、およそ3人に1人が「必要になったときに利用したい」と回答している。

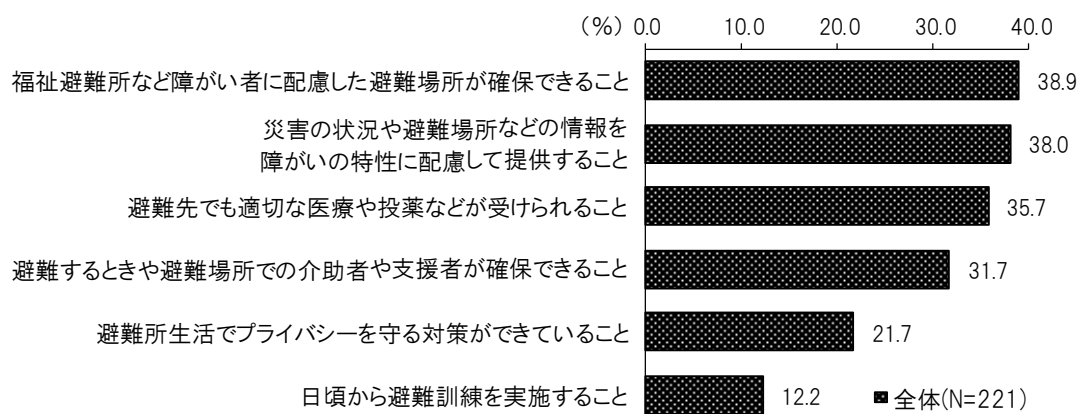
今後の課題	●障がいに対する地域の理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、<u>障がい者と地域住民との交流の機会を充実</u>させることが必要です。 ●障がい者とのコミュニケーションにおいて、例えば「<u>ゆっくりと話す</u>」ことは、<u>比較的誰にでもできる</u>ことなので、<u>広く啓発</u>することが必要です。 ●広報等の活用により<u>社会活動に参加する仲間づくり</u>や、<u>バリアフリー化の推進</u>など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
-------	--

(6) 災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 「宇和島市避難行動要支援者」への登録については、約7割が「取組を知らなかった」と回答しており、「登録している」人は僅かである。
- 家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いない」人は3割以上みられ、近所付き合いが薄い人や精神障がい者に多くみられる。
- 災害時に必要な対策としては、「障がい者に配慮した避難場所の確保」「障がい特性に配慮した情報の提供」「適切な医療や投薬などが受けられること」の順に多い。

【災害時に必要な対策（上位項目抜粋）】



今後の課題

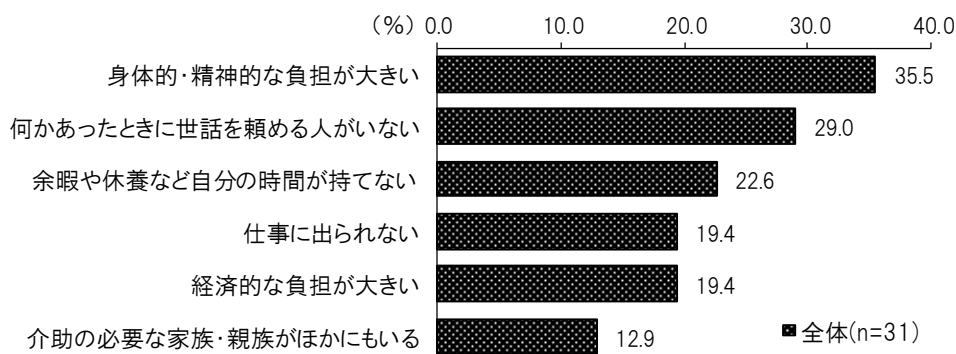
- 災害時に支援が必要な障がい者について、避難行動要支援者への登録の周知啓発をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。
- 災害時に、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けることができる体制づくりが必要です。

(7) 療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

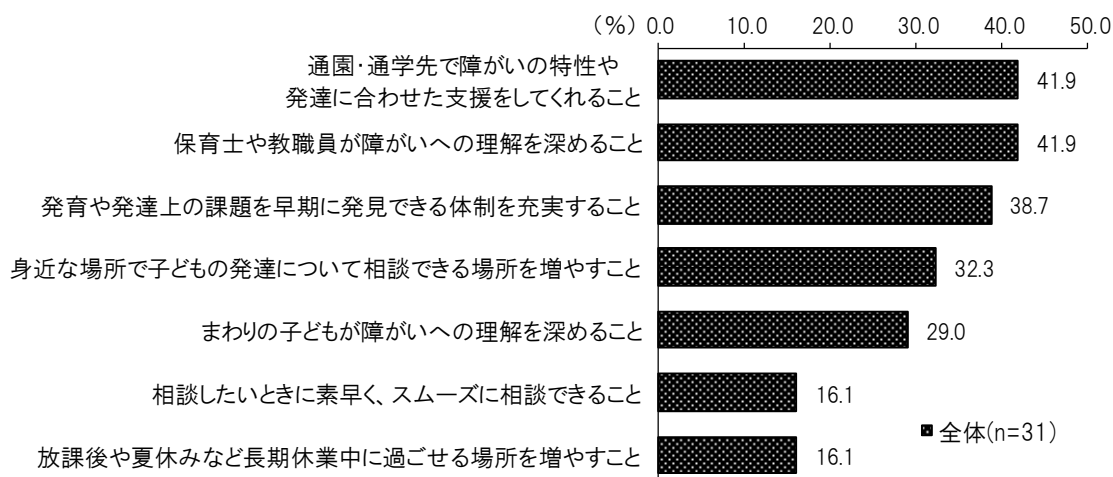
- 子どもの3割以上が「小学校・中学校・高校」に通っている。
- 放課後や長期休業中の過ごし方（子どもの意向）としては、「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多いものの、「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」も3割以上を占める。
- 子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「身体的・精神的な負担が大きい」「何かあったときに世話を頼める人がいない」などが大きな不安となっている。

【介助や支援上の不安や悩み（上位項目抜粋）】



- 支援が必要な子どものために、「障がいの特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「保育士や教職員の障がいへの理解」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制の充実」などが求められている。

【支援が必要な子どもに必要なこと（上位項目抜粋）】



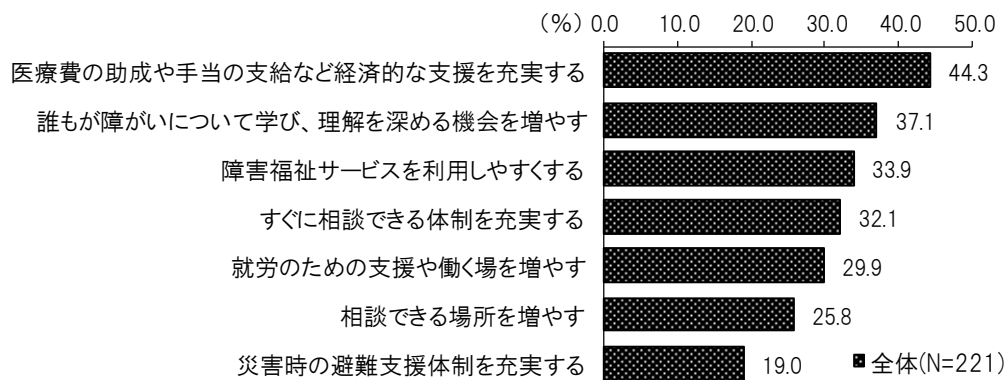
今後の課題	●障がい児のニーズに合わせた、<u>放課後等デイサービス・日中一時支援の充実</u>が求められています。 ●子どもの障がい特性に応じた<u>障がい児福祉サービスの提供体制の充実</u>をはじめ、<u>保護者等の精神的負担の軽減</u>に向けた取組の充実や相談支援、<u>家族の交流会などの取組</u>が必要です。
-------	---

（８）行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

○障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、経済的な支援の充実をはじめ、障がいについての学びの場の充実、障害福祉サービスや相談支援体制の充実、就労のための支援などが求められている。

【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題	●福祉分野のみならず<u>多様な関係分野や関係機関との連携、調整を強化し、支援体制を充実</u>させていく必要があります。
-------	---

4 ヒアリング調査結果から読み取れる課題

本計画の策定に当たって、障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されています。（以下の回答内容は抜粋で、回答者の意図を変えない範囲で要約し、複数の同類意見を括っている場合があります。）

【障害福祉サービス提供事業所ヒアリング調査結果】

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害福祉サービス提供事業所に、取組の現状やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8～9月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 10件

（１）日々のサービス提供活動における問題点や課題

- ・介護認定が下りない方や介護を望まない利用者に対し、日中の居場所としてサービスを提供しているB型もあるということを知ってもらいたい。
- ・受診などに家族の協力が無い。本人の思いと家族の思いが違いすぎる。
- ・利用者本人ではなく、家族の意向が強く、本人との関わりが少ない。
- ・就労継続支援B型の作業が少ない。
- ・利用者を増やしたい意向はあるが、事業所の収入アップが見込めないと利用者の工賃の支払いができないため、思うように利用者を増やせない。
- ・障がい者福祉、介護福祉の分野は職員の確保、定着に苦労している。
- ・改善策など提案するも聞き入れが困難で、日々の生活に進歩がみられない。
- ・連絡ノートや支援記録など、家庭との情報交換の難しさと記録の工夫が必要であると感じます。
- ・複数の事業所を利用されている方の支援について、事業所間で情報交換を密にしないと、利用者が不安定になることがある。
- ・利用者が高齢のため、保護者がいない場合がある。そのため入院等された場合の対応が後手になる。

（２）提供しているサービスにおける今後3年間の見通し

- ・今後3年間の予定については、回答があった10件中「変わらない」が最も多く「増加する」がそれに続く。「減少する」は少数である。特に、「生活介護」では5件中3件が、また「共同生活援助（グループホーム）」では2件中2件が「増加する」と回答している。

（３）障害福祉サービスが利用しやすくなるために必要なこと

- ・職員のスキルアップが必要
- ・福祉サービスの事業所について知っていただく（啓発）。
- ・宇和島市の障がいのある方、ご家族が必要とするサービスの充実、要望などを確認する。
- ・サービス利用の情報を、利用者と家族にとって分かりやすく提供できるとよい。
- ・今後は人材の確保も必要になると思われる。
- ・利用者ニーズの把握、利用者や家族への適切な情報提供
- ・通所事業所から短期入所事業所への送迎など、サービスとサービスの隙間のニーズへの対応
- ・相談支援の充実、気軽に相談できる場所の提供、相談支援専門員の増員
- ・就労支援事業所の利用者の工賃の向上
- ・社会参加の場
- ・様々な事業所の送迎エリアが拡大すれば、遠隔地の方も利用しやすくなると思う。
- ・共生社会に向けて、地域の方々への理解を深めていく努力
- ・利用者の社会参加やその機会を提供する。
- ・手続きや書類の簡素化
- ・特別支援学校卒業後、利用者本人が自由にサービスを選択できるようにする。
- ・利用者が65歳になっても介護保険サービスだけでなく、今まで利用して慣れていたサービスを今後も継続できるという選択肢もあってよいと思う。

（４）サービスの質を向上させるための取組

- ・定期的な研修の実施。研修の充実
- ・人材の育成、確保。介護・福祉分野の専門職の育成
- ・職員間で話し合う機会を設け、支援に対する振り返りなどを行う。
- ・職員間での情報の共有
- ・事故やヒヤリハットの事例検討会の実施。各職種の業務マニュアルの作成と見直し
- ・福祉機器の導入
- ・サークル活動や行事の充実

（５）新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

- ・仕事の減少で作業収入の確保に苦労した。工賃の支払いに苦慮した。
- ・重度の利用者へのソーシャルディスタンスが難しい。
- ・マスク、消毒用アルコール、作業用ゴム手袋などが全く足りなかった。
- ・職員の訪問を自粛するように求められ、支援ができなかった。
- ・利用自粛等について、近隣の事業所間で連絡を取り合うと判断基準が様々であった。
- ・3密を避けた活動により、利用者の要望に添った活動に制限がかかる。
- ・利用者の外出や家族等との面会ができない。
- ・職員の精神的・肉体的疲労が大きい。

(6) 宇和島市の障がい福祉の取組に対する意見

- これまで以上の財政的なバックアップ
- 介護・福祉分野の専門職を育成し、確保するための取組をお願いしたい。
- 新規利用の際のアセスメント不足
- 過剰なサービス計画作成
- 自立できている部分のサービス支給量の削減、現状のままで支給されている。
- 事務手続き等の簡素化をお願いしたい。
- 自立支援協議会の活性化
- 利用者の雇用機会・場所の拡充
- 地域で仲間が集える場所やコミュニティの構想
- 宇和島市の特産品（みかんやハマチ等）を使った加工や製品の製造や販売、地域で役に立つ作業（ゴミ拾いや草引き等）、障がいのある人が地域のために作業ができる環境を期待します。
- 引きこもりの方への就労継続支援や就労移行支援

【障がい者支援関係団体ヒアリング調査結果】

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内の障がい者支援関係団体に、取組の現状やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8～9月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 7団体

（１）日々の障がい者支援活動を行う上で困っていること

- ・担い手の減少、高齢化、リーダーの育成、資金など
- ・ここ数年、新規加入者がいないことと、徐々に高齢化が進んでいること。
- ・若い親は入会するが、活動への参加が少ない。
- ・活動場所が継続して使用できるか心配である。
- ・コロナ禍でオンラインでの当事者参加事業を行うため、通信環境や資材（機器）整備などの相談先がほしい。
- ・ボランティア状態で行っているので、労力、時間の工面が難しい。
- ・現場や子どもに関わる職種の人は、自分のこととして発達支援や子育て支援に取り組んでほしい。

（２）障がい者にとっての宇和島市の住みやすさについて

住みやすさ	回答内容（理由や今後の課題など）
どちらかといえば住みやすいまち	・都会と比較して生活費が少なくて済む。 ・衣食住の中でも、とりわけ住は全般的にゆとりがあると思う。
どちらかといえば住みにくいまちである	・聴覚障がい者が大切な問題はコミュニケーションであることから、宇和島市民が手話を覚え、差別のない心安らぐ街にしてほしい。 ・子どもの育ちに関わる全ての人へ、偏見と思い込みを変えていく取組が必要
どちらともいえない	・無関心の人が多い。講演会やイベントを主催しても来てもらえない。 ・ボランティアの充実が大切 ・宇和島市は田舎で、顔の見える関係があり、周囲の理解が得やすい。 ・障がい者の社会参加や就労環境、社会資源が少ない。 ・バリアフリー化が推進できていない。 ・障がい者差別がある。学校での教育不足、啓発が不十分 ・点字ブロック不足

(3) 分野別意見

回答分野	区分	回答内容 (団体で進めていこうと思う取組、行政への要望や 提案・協働して取り組むことなど)
障がいへの 理解と交流 の促進	団体で取り組む こと	・地域共生、多様な交流のために啓発や広報を定期的に行う。 ・定例会での勉強と会員相互の啓発 ・フォトプロジェクト、いのちの写真展、地域行事等への出店など、障がい者のことを外に向かって伝える。 ・広報や社協だよりを活用した市民への活動の周知 ・「世界自閉症啓発デー」(週間)などの機会に合わせた啓発やイベント
	行政への要望や 提案・協働して 取り組むこと	・多様なボランティアの充実と行政の支援が必要 ・制度の見直しや変更に関する情報提供 ・手話言語で暮らせる社会の実現 ・広報面の周知、市関連施設を会場とした写真展等への協力 ・視覚障がい者の方へ広報の音声訳化と録音図書の利用ができることの周知 ・行政主体のイベントへの協力、参加であれば企画、準備等の負担も軽くなり助かる。 ・何より行政が動きを見せることが一般市民への関心を引きやすい。 ・当事者と、一般の人や子どもと自然に交流し、一緒に参加できる企画
権利擁護・ 差別解消分 野	団体で取り組む こと	・定例会での勉強と会員相互の啓発 ・「障害者差別解消法」の勉強会
	行政への要望や 提案・協働して 取り組むこと	・制度の見直しや変更に関する情報提供 ・広報・校区だより等での啓発など、行政としての啓発活動 ・人権週間での児童・生徒を対象とした標語やポスターの募集 ・学校等での講演啓発活動

回答分野	区分	回答内容 (団体で進めていこうと思う取組、行政への要望や提案・協働して取り組むことなど)
地域における生活支援分野	団体で取り組むこと	・相談支援体制や障害福祉サービスの充実を機会あるごとに提案している。 ・生活に関わる困りごとに対して、会員が情報収集する。
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	・行政の支援を充実し、ボランティアや資金の確保に協力してほしい。 ・福祉サービスの柔軟性と有効な活用の仕方をもっと分かりやすく示してほしい。
自立と社会参加分野	団体で取り組むこと	・意思疎通支援の充実 ・文化・スポーツ振興 ・社会教育の充実 ・活発な研修旅行及びサークル活動 ・レクリエーションの開催
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	・音声文字変換など、意思疎通支援のための機材の充実 ・文化イベントにおける意思疎通支援 ・社会教育における設備等での支援 ・人的、金銭的な活動への支援
療育・保育・教育分野	団体で取り組むこと	・当事者、保護者、支援者が必要としている情報提供、相談、学習会、講演会、交流会等の理解促進 ・他機関との連携強化 ・NPOの法人化
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	・現場での困りごとの把握 ・相談、巡回、支援者研修、現場への介入、連携の仕組みをつくる。
生活環境の整備分野	団体で取り組むこと	・団体が取り組み、解決するための個別、具体的な提案や提言 ・地域包括支援センターや担当課と協力して、福祉避難所を設置できるよう努める。
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	・聴覚に障がいがある人への防災に向けた支援 ・防災倉庫や段ボールベットなどを準備してもらいたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

- ・活動が全くできていない。今後の支援についてもっと説明があるとよい。
- ・会員には障がいの重い方が多く、医療的ケアや福祉サービスの利用に感染予防が強く求められる。
- ・オンラインでミュージックケアは行っているが、各家庭の通信環境やスマホ等機器により十分に活用してもらうことができない。つながるための仕組みの構築が必要である。
- ・マスクや消毒液、手洗いせっけんなどの物品が手に入らなかったこと。
- ・視覚障がい者へのマスク対応、手話通訳者のマスク着用
- ・団体での飲食
- ・変化への対応がもともと困難な子どものストレス
- ・今年度の活動の見通しが立てにくいことから休会とした。このような中、困りごとを抱えたまま適切な情報がもらえず、相談もできずにいる会員も多いと思われる。

(5) 宇和島市の障がい福祉の取組に対する意見

- ・もっと現場の声を聞いてほしい。
- ・「伊達博物館」や「きさいや広場」などに、手話通訳の受付（スタッフ）を設置してほしい。
- ・宇和島にも中予のボランティアセンターのような支援機関があれば、活動の情報提供、相談や他団体とつながることがしやすくなると思います。
- ・子どもも、大人も、高齢者も、男も、女も、障がい者も安心して暮らせる日本一のやさしいまちづくりを行ってください。
- ・子どもの支援に関しては、教育分野との連携が不可欠です。
- ・行政における障がい福祉に対する考え方が、昔の古い考え方のまま。進化していることを見えるようにしてほしい。